

## 15 臨床栄養師資格認定に関する手続細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第6条に規定する臨床栄養師の資格認定に関する手続及び関係書類等の様式について、必要事項を定める。

(臨床栄養師の認定手続)

第2条 臨床栄養師の資格認定に必要な認定講座の受講、臨床研修の履修、認定試験の受験、実務経験ならびに認定論文の審査に必要な手続とその書類等の様式を、次の各項のとおり定める。

2 認定講座の受講の申込みは、所定の受講料を納付のうえ、次の書類を提出して行う。以下の書類はその後厳重保管される。

- |  |               |
|--|---------------|
| (1) 臨床栄養師認定講座申込書 (願書)  | 様式第 (認) -06 号 |
| (2) 個人経歴・業績書   | 様式第 (認) -08 号 |
| (3) 個人番号カード (表面を複写したもの) (個人番号カードがない場合は、免許証、パスポート等、写真がある身分証明書を複写したもの) |               |

なお、学会等当該講座主催者は、認定講座の受講を認めた者及び所定の認定講座を履修した者に対して、次の書類を交付する。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (5) 臨床栄養師認定講座受講票   | 様式第 (認) -07 号      |
| (6) 臨床栄養師認定講座履修証明書 | 様式第 (認) -10 号・11 号 |

3 臨床研修の履修は、所定の臨床研修料を納付のうえ、臨床栄養師臨床研修実施細則第14条第2項に従うものとする。

なお、当該研修主催者は、所定の臨床研修を修了した者に対して、次の書類を交付する。

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| (1) 臨床研修 (全部・一部) 履修証明書 | 様式第 (臨) -08 号 |
|------------------------|---------------|

4 認定試験の受験の申込は、所定の受験料を納付のうえ、次の書類を提出して行なう。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 臨床栄養師認定試験申込書            | 様式第 (験) -01 号      |
| (2) 個人経歴・業績書                | 様式第 (認) -08 号      |
| (3) 臨床栄養師認定講座履修証明書          | 様式第 (認) -10 号・11 号 |
| (4) 臨床栄養師臨床研修 (全部・一部) 履修証明書 | 様式第 (臨) -08 号      |
| (5) 臨床栄養師臨床研修履修報告書          | 様式第 (臨) -09 号      |

5 認定試験合格後の認定論文審査の申込みは、所定の論文審査料を納付のうえ、臨床栄養師認定論文審査実施細則第9条によるものとする。

6 認定論文の合格通知等については、臨床栄養師認定論文審査実施細則第6条によるものとする。

7 臨床栄養師の資格認定の審査及び決定については、臨床栄養師資格認定細則第4条によるものとする。

のとする。

- 8 学会事務局は、臨床栄養師として資格認定された者に対して、臨床栄養師資格認定通知書（様式第（資）－02号）にて通知するとともに、認定・登録手続きに必要な臨床栄養師認定登録申請書（様式第（登）－01号）と臨床栄養師認定登録延期申請書（様式第（登）－02号）その要領を送付する。また、認定論文審査不合格者に対しては、臨床栄養師認定論文審査結果通知書（様式第（資）－03号）にて通知する。
- 9 認定登録、臨床栄養師証票・臨床栄養師章の交付、認定登録の延期、認定登録の更新、継続研修履修義務の猶予等については、臨床栄養師認定登録に関する規則によるものとする。

#### 付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和2年3月に改正され、令和2年4月より施行する。
- 3 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。

